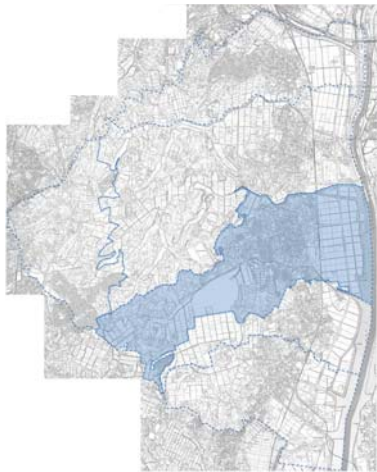
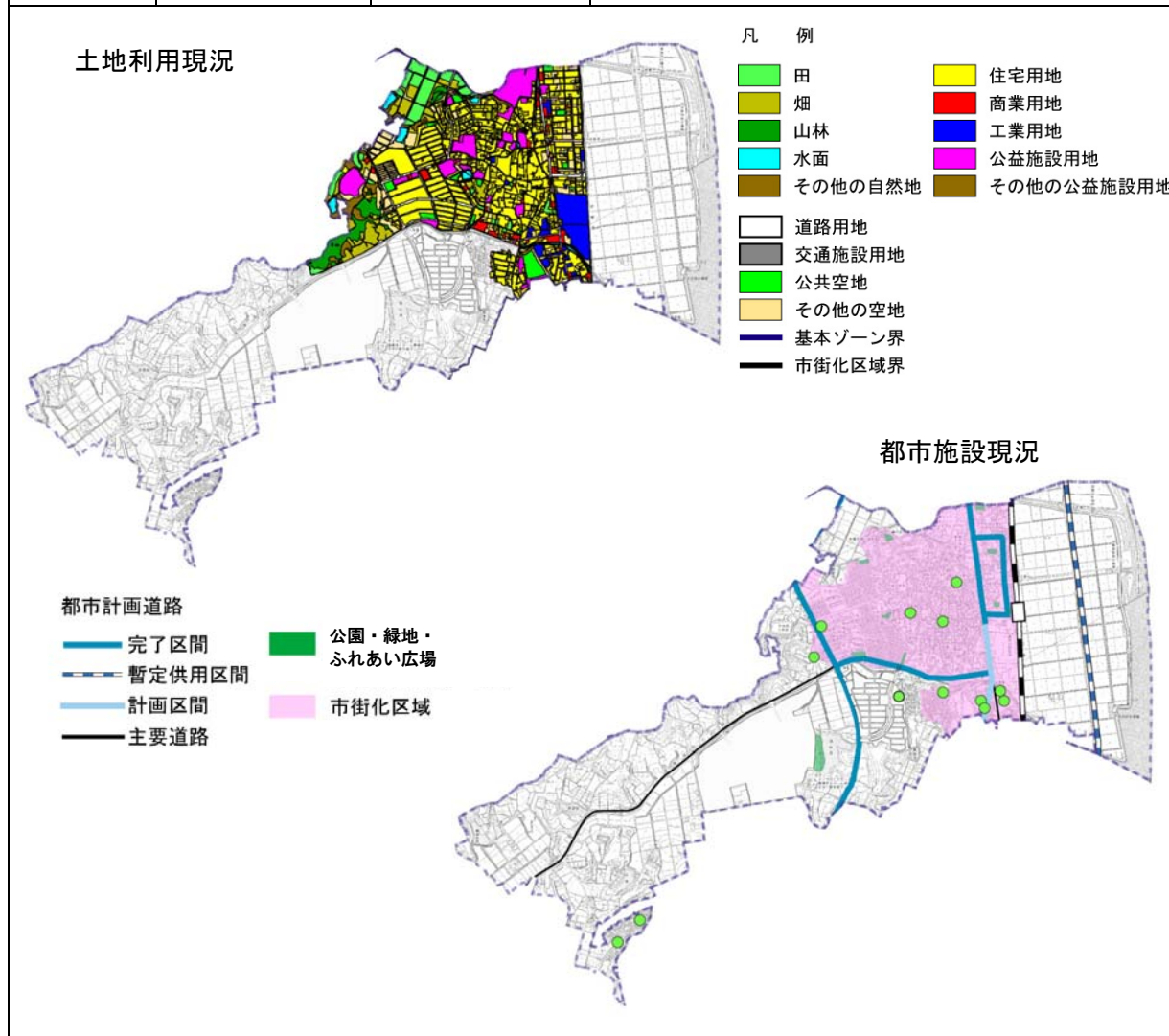


4. 石浜地域

(1) 地域の現況

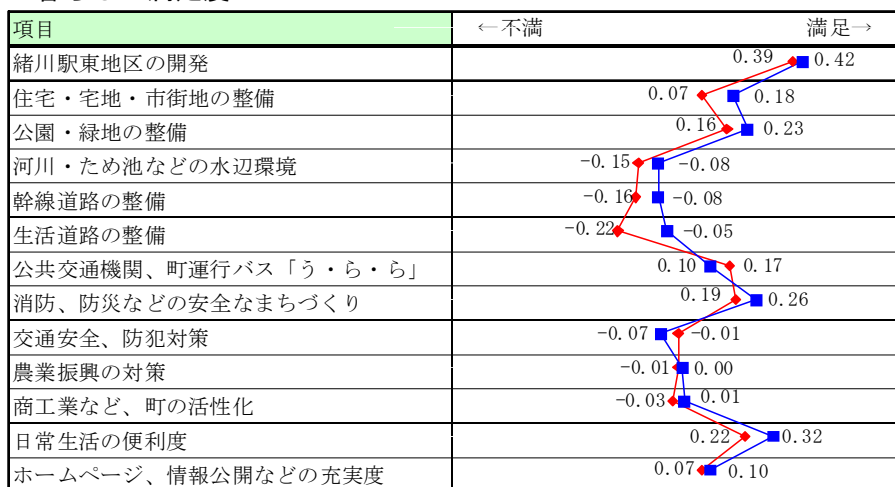
地域名	石 浜			地域面積	655ha
人口推移 (人) 【国勢調査】				地域の位置図	
	地域	町	割合 (%)		
昭和 60 年	11,186	38,614	29.0%		
平成 2 年	10,484	40,431	25.9%		
平成 7 年	10,248	42,409	24.2%		
平成 12 年	10,422	45,148	23.1%		
平成 17 年	11,939	48,046	24.8%		
人口密度 (人/ha)					
	地域	町			
昭和 60 年	17.1	12.4			
平成 2 年	16.0	13.0			
平成 7 年	15.6	13.6			
平成 12 年	15.9	14.5			
平成 17 年	18.2	15.5			



住民意識

a. 住民意識調査（平成20年10月実施）

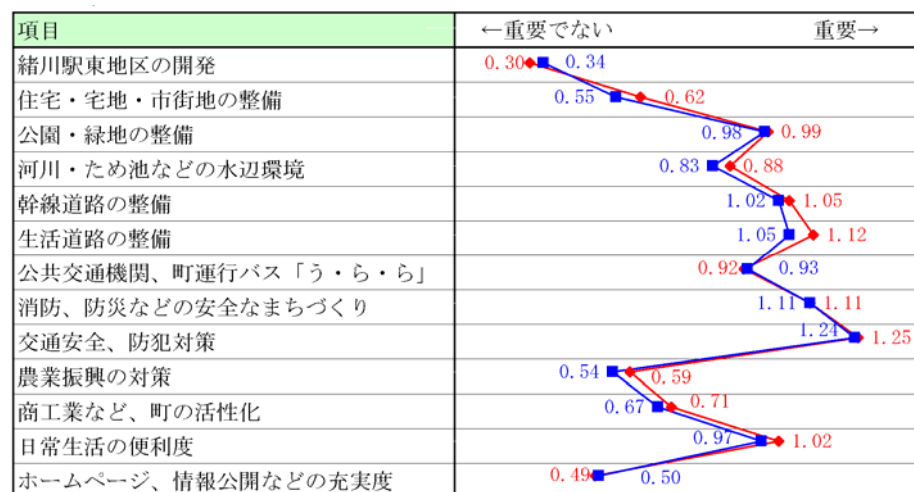
■暮らしの満足度



「生活道路の整備」の満足度が町平均よりも高く、「交通安全、防犯対策」の満足度が町平均よりも低くなっている。

— : 町平均 — : 地域平均

■今後のまちづくりの重要度



「公共交通機関、町運行バス「う・ら・ら」」の重要度が町平均よりも高くなっている。

— : 町平均 — : 地域平均

b. 地域別懇談会の主要な意見

■道路・交通

- ・東西を連絡する道路の整備
- ・物流のための道路の整備
- ・周辺都市へ連絡する道路の整備

■土地利用

- ・(都)山ノ手線沿道まで住宅地を拡大

■施設の立地・整備

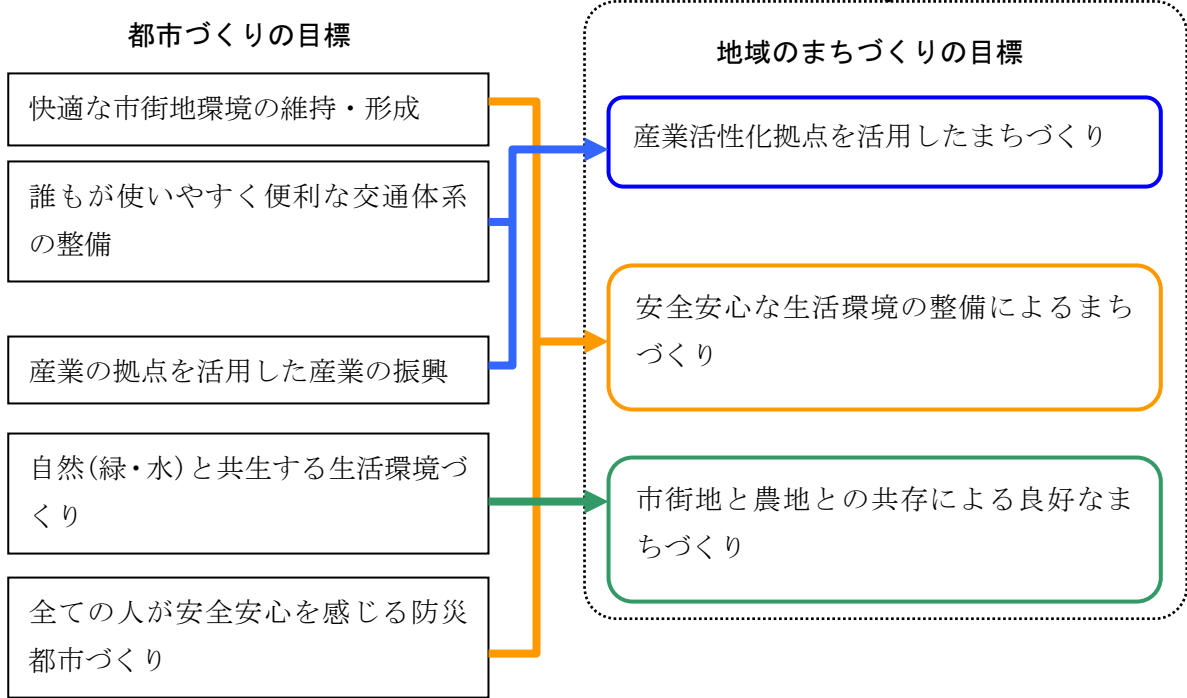
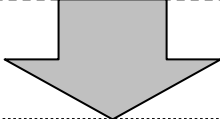
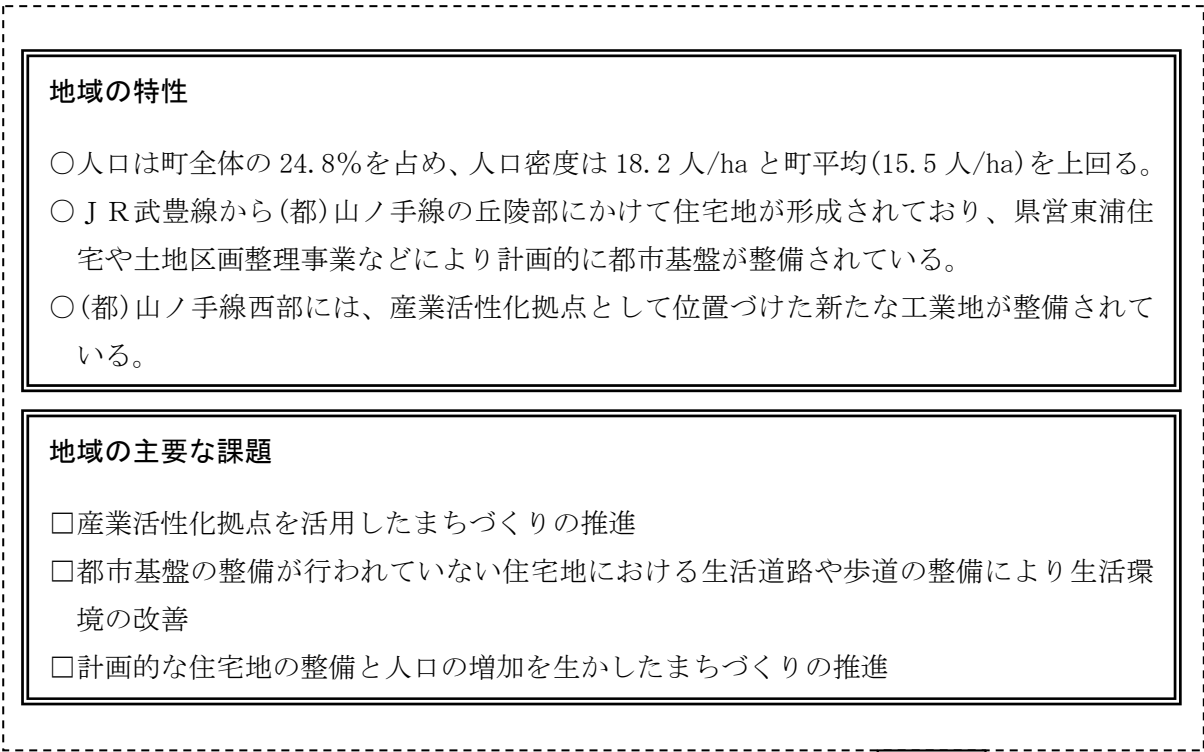
- ・公共施設への行きやすさの確保

(2) 課題の抽出

	現 況	課 題
土地 利用	<p>○(都)大府半田線・山ノ手線・豆搗川線に囲まれた住宅地は、狭い道路が複雑に入り組んだ住宅地となっている。また、市街化区域内には低・未利用地が残されている。</p> <p>○桜見台地区や中央地区などの土地区画整理事業の実施区域では、低・未利用地が存在している。</p> <p>○桜見台地区や中央地区などの土地区画整理事業の実施区域や民間宅地開発地では、都市基盤が計画的に整備された住宅地を形成している。</p> <p>○県営東浦住宅が市街化区域の西部に立地している。</p> <p>○(都)山ノ手線沿い及び(都)豆搗川線南部などでは、スプロール的な開発が行われている。</p> <p>○地域の人口は継続的に増加している。</p> <p>○三ツ池地区周辺では、土地区画整理事業組合の立ち上げの動きが活発化している。</p> <p>○J R石浜駅周辺は、商業施設の立地が少ないなど、交通結節点としての利便性が活かされていない。</p> <p>○(都)大府半田線沿道において、沿道型の土地利用が進展している。</p> <p>○J R石浜駅南西部に工業地が立地している。</p> <p>○新たに整備された石浜工業団地と周辺の農地などとの調和を図る必要がある。</p> <p>○地域東部及び西部には、農業基盤整備事業を実施した区域が広がっている。</p>	<p>□住宅地における防災性の向上を図るための整備・改善が必要である。</p> <p>□低・未利用地の有効活用が必要である。</p> <p>□低・未利用地の有効活用が必要である。</p> <p>□計画的な都市基盤が整った住宅地の維持・保全が必要である。</p> <p>□県営東浦住宅は、改善工事が進められている。</p> <p>□無秩序な宅地化を抑制する必要がある。</p> <p>□増加する人口の受け皿となる住宅地の確保を図る必要がある。</p> <p>□土地区画整理事業の実施を推進し、あわせて市街化区域への編入を進めていくことが必要である。</p> <p>□交通結節点として、利便性を活かしていく必要がある。</p> <p>□沿道の利便性を活かしていく必要がある。</p> <p>□活力の創出のため、工業地の確保を検討する必要がある。</p> <p>□周辺の農地などとの調和を図る必要がある。</p> <p>□営農環境や農業生産性の維持を目指し、優良農地の保全を図る必要がある。</p>
交通 ・ 道路	<p>○幹線道路である(都)衣浦西部線などが未整備で、全体的な道路ネットワークが形成されていない。</p> <p>○東浦中学校などの教育施設の周辺や石浜公民館周辺は狭い道路が複雑に入り組んでおり、地域住民が安心して移動できる道路が整備されていない。</p> <p>○市街化区域内においては、狭い道路が複雑に入り組んでいる。</p> <p>○J R石浜駅周辺は駅へ円滑で安全にアプローチする道路や駅前広場などが整備されている。</p>	<p>□新たに整備された石浜工業団地を含めた道路ネットワークの整備を図る必要がある。</p> <p>□歩いて暮らせる地域づくりや子ども・高齢者・障がい者に配慮した道路整備が必要である。</p> <p>□都市基盤の強化や安全に暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>□公共交通における玄関口の一つとして、利用を促進していくことが必要である。</p>

	現 況	課 題
交通・道路	○JR石浜駅などに「う・ら・ら」の停留所があるが、路線が少なく、また、一部に車イスに対応した車両となっていない時間帯がある。	□地域住民のニーズに対応した「う・ら・ら」の利便性の向上を図る必要がある。
公園・緑地	○住宅地内において、身近な公園などの整備が行われている。 ○飛山池周辺には、樹林地が存在している。 ○明徳寺や稲荷神社などの社寺林が分布している。	□地域住民の憩いや集いの場として活用を図る必要がある。 □様々な動植物が生息する貴重な自然資源として保全に努める必要がある。 □社寺林の緑を保全していく必要がある。
河川・下水道	○大雨などにより浸水した区域が存在する。 ○下水道(汚水)については、未整備の区域が存在するとともに、整備が完了している区域において未接続のところが存在する。 ○市街化調整区域の下水道(汚水)整備の計画については、取り組んでいくが整備されていない。	□下水道による雨水対策の整備を進める必要がある。 □下水道(汚水)整備を推進するとともに、整備済の下水道(汚水)への接続を高め、清潔な生活環境を維持していく必要がある。 □市街化調整区域の集落については、経済的な手法を選択する必要がある。
都市環境など	○菰蓋池や田之助池などのため池が存在する。 ○稲荷神社などの史跡や文化財がある。	□ため池の貯水機能の維持・保全とともに、水害への対策が必要である。 □地域資源として史跡や文化財を、まちづくり活用していく必要がある。

(3) 地域のまちづくりの目標



(4) 土地利用の方針

<住宅地>

- (都)大府半田線、(都)山ノ手線及び(都)豆搦川線に囲まれた都市基盤の整備が行われていない住宅地は、防災面からの安全性の確保に向けた整備・改善を図る。また、低・未利用地については、有効活用に向けた整備・誘導を推進する。
- 桜見台地区や中央地区などの土地区画整理事業の実施区域や民間宅地開発により計画的に整備された住宅地は、地区計画などを活用し、建物用途などのルール化により生活環境の維持・保全に努める。
- 県営東浦住宅は、高齢化に対応した、バリアフリー住宅への建て替えを促進する。
- (都)山ノ手線沿い及び(都)豆搦川線南部の住宅検討地においては、無秩序な市街化を抑制するとともに、長期的には、地域住民との連携の下で、人口の増加に伴う住宅地需要への計画的な整備を検討する。特に住民との連携が進んでいる三ツ池地区周辺については、市街化区域の編入を検討する。

<商業地>

- J R 石浜駅周辺は、住民の日常生活と関連の深い商業施設の立地を誘導し、地域住民の生活に必要な機能が集積した地域商業拠点の形成を図る。
- (都)大府半田線沿道などは、日常生活に欠かせない利便施設の立地を図る場としての機能の維持・形成を図る。

<工業地>

- J R 武豊線と(都)大府半田線に挟まれた工業地については、周囲の住宅地に配慮した産業の振興を促進する。
- 地域中央部の石浜工業団地は、農地や樹林地など周囲の環境と調和を図りながら、地域の活性化及び産業の発展に向けた産業活性化拠点としての工業地の形成を促進する。

<その他の土地利用>

- 住宅検討地及び工業検討地以外で農業基盤整備事業を実施した区域内は、生産性の高い優良農地として無秩序な宅地化を抑制し、保全を図る。

(5) 道路・交通の整備方針

- 都市計画道路は整備を進め、円滑で安全な道路環境の形成を図る。

- ◎(都)衣浦西部線は、名古屋市を含む周辺都市との広域的な連携を形成する主要幹線道路として整備を促進し、隣接地域の産業活性化拠点への連絡強化を図る。
- ◎(都)大府半田線は、周辺都市や町内の連携を形成する都市幹線道路として整備を促進する。また、一部区間において都市計画道路の線形の見直しを検討する。
- ◎(都)山ノ手線は、本町を南北に連絡する地区幹線道路とする。
- ◎(都)豆搦川線、西側延伸部にあたる県道の東浦久比線及び(仮称)西三河アクセス道路は、本町を東西に連絡する道路として、計画策定を促進する。

- 日常生活に必要な施設や公共公益施設の配置を踏まえ、幹線道路や各種施設への円滑な移動を確保するために、地域内の生活道路の整備を推進する。また、歩道などの整備を図り、安全かつ快適な歩行者空間や自転車空間の確保に努める。
- 市街化区域内の幅員 4m未滿の道路については、建築行為に係る後退用地の確保など、安全性の確保に向けた積極的な整備を推進する。
- J R 石浜駅周辺は、鉄道駅への安全で快適なアプローチとなる道路、広場などを活かし、公共交通機関の利用促進を図る。
- 「う・ら・ら」の利便性を高め、子どもや高齢者、障がい者など、交通弱者の移動の円滑化を図る。

(6) 公園・緑地の整備方針

- 市街化区域内においては、地域住民が憩い・集う身近な公園・緑地などの適正な維持・管理に努める。
- 飛山池周辺は、池が持つ親水性と周辺の環境を活かした自然豊かな人々の憩いの場として、自然環境の維持・保全に努める。
- 稲荷神社などの社寺林の緑は、保全を図り将来へ継承する。

(7) 河川・下水道の整備方針

- 境川流域(二級河川境川・五ヶ村川・明徳寺川の流域)については、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」を指定し、雨水の流出を増加させる開発行為などに対し、貯留浸透施設の設置を義務づけ、流出抑制を図る。
- 下水道(雨水)の整備については、緊急度の高い地域から優先して整備を行う。
- 下水道(汚水)の計画的な整備や、下水道(汚水)への接続の向上を図るとともに、適切な維持・管理に努める。
- 全体計画区域外で下水道(汚水)への接続が困難である地域では、個別処理の合併処理浄化槽設置を促進し、環境の整備を図る。

(8) 都市環境の整備方針

- 菰蓋池などのため池は、ため池の持つ貯水機能の維持・保全を図るとともに、整備を要するため池は、水害の未然防止に向けた整備を推進する。また、周辺の景観を活かした親水空間の創出に努める。
- 稲荷神社などの史跡や文化財は、地域の貴重な資源として、まちづくりに活用するとともに、将来へ継承する。

図 まちづくり方針図

